

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和50年3月16日）及び資格取得日（昭和50年11月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月16日から同年11月16日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社での厚生年金保険の被保険者資格を昭和50年3月16日にいったん喪失し、同年11月16日に再度取得したことになっている。仕事を一度も辞めたことはなく、被保険者記録が切れていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、A社において昭和45年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、50年3月16日に同資格を喪失し、その8か月後の同年11月16日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間（昭和50年3月16日から同年11月16日まで）の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、当時の上司及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社B営業所（C市）に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社（本社）の当時の経理部長は「B営業所の経理事務等は、すべて本社で一括処理し、私が担当していた。申立人は、昭和45年から営業不振で閉鎖する51年2月までB営業所に継続して勤務しており、途中で厚生年金保険の加入期間に空白が生じるようなことはなかった。B営業所の職員

の氏名、職員数は今でも記憶しており、申立人の加入記録の空白について思い当たる点はない。」と供述している。

さらに、同経理部長の供述から把握した申立人の勤務期間当時のB営業所の同僚6人には、いずれも厚生年金保険の被保険者記録に空白は無く、このうち、申立人とほぼ同じ時期に入社し、同営業所が閉鎖するまで継続して被保険者記録を有する同僚は「申立人は途中退職や転職、出向もしていない。雇用形態等に変更はなかったので、給与形態も変わらなかったと思う。加入期間が継続していないのは不自然である。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の社会保険事務所の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和50年3月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月25日から43年3月15日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間は、A社（B市）が出店したC店の店長として勤務していたので、同社における厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されていたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和32年12月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年12月25日に同資格を喪失しており、D社（申立人が、A社から暖簾分けを受けて、昭和42年12月22日に設立した会社。）が適用事業所となった43年3月15日にD社において同資格を取得するまでの申立期間について、被保険者記録は無い。

また、申立人の供述等から、C店では、申立期間当時、申立人以外に4人の従業員が勤務していたことが確認できるが、これら4人についても、申立人と同様、昭和42年12月25日にA社において被保険者資格を喪失しており、43年3月15日にD社において同資格を取得するまでの申立期間について、被保険者記録は無い。

しかし、これら4人の従業員のうち連絡のとれた2人は「申立期間におい

ても継続してC店で勤務していた。申立人は同店の店長として勤務していた。」と供述している。

D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、設立（昭和42年12月22日）から約3か月後の昭和43年3月15日となっている。申立人を含む5人が、A社における被保険者資格を昭和42年12月25日に喪失した記録となっている理由は、A社では、D社が別会社として設立されることとなったことを契機に、C店に勤務する従業員の被保険者資格を同日で喪失させる旨を社会保険事務所に届け出たためと推認される。

一方でD社の設立当初から、総務事務を担当した従業員は「給与事務及び社会保険事務を担当し始めたのは、会社設立から2、3年後である。」と供述しており、申立期間及びD社が適用事業所となった昭和43年3月当時、同社の給与事務及び社会保険事務は、A社の給与事務責任者の妻（B市在住でE市居住歴が無い。）が行っていたと推認できる。

また、D社に先立ち、A社から暖簾分けを受けて、昭和41年4月22日までに設立されたF社は、同年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている。F社が適用事業所となった昭和41年6月1日に被保険者資格を取得した20人のうち16人が、A社において被保険者資格を喪失し、F社で同資格を取得しているが、いずれの被保険者もA社での被保険者資格の喪失日は同年6月1日となっており、転籍過程における被保険者記録は連続している。このことから、A社は、D社を暖簾分けした際にも、転籍した申立人等4人について、給与支給及び厚生年金保険料の控除に空白期間を生じさせることなく連続させていたとみるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと考えることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年11月の社会保険庁のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成15年12月21日に適用事業所でなくなっており、関係者の所在が不明であり、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に對して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から51年1月まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていた。年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和46年10月*日と記録されているので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日は、申立人が20歳となった昭和46年10月*日と記録されている。

しかし、A市の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和51年2月28日にB町(現在は、A市)から年金手帳の新規交付を受け、同日付けで被保険者資格を取得しており、保険料の納付開始は同年2月分からとなっており、申立期間の加入記録及び納付記録は確認できない。

また、申立人は現在所持しているオレンジ色の年金手帳(昭和49年11月以降に交付されている様式のもの)以外に、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情もみられないことから、申立人が20歳に到達した昭和46年10月当時に国民年金に加入したとはみられないほか、申立人は申立期間に係る加入手続、納付金額及び納付方法の記憶が定かでなく、詳細が確認できない。

さらに、申立人が所持する年金手帳が交付された昭和51年2月28日時点では、申立期間のうち46年10月から48年12月までの保険料は時効により納付することができない上、婚姻した50年2月*日以降は、申立人

の夫がC共済組合の組合員であることから申立人は任意加入期間であり、50年2月に遡^{そきゅう}及して国民年金に加入することができず、保険料も納付することができない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年12月から57年4月まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。夫が国民年金の加入手続を行い、夫又は義母が納付組織で保険料を納付していたはずであり、納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人の申立期間における加入記録及び納付記録は無く、申立人の所持する国民年金手帳にも申立期間の加入記録が無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の夫や義母には、集金人の氏名、収納方法等についての記憶が定かでなく、納付組織を通じて国民年金保険料を納付していたことを確認することができない。

さらに、申立人は、昭和56年12月ごろ、夫が国民年金の加入手続を行い、納付組織で申立人の夫又は義母が保険料を納付していたと思うとしているが、申立人は、56年12月まではB共済組合の組合員であるほか、婚姻日は57年1月*日であり、婚姻前後で申立人の居住地は異なっていることから、少なくとも56年12月に夫が加入手続を行うとともに同月分の保険料を婚姻後の居住地の納付組織で納付していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払

い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取厚生年金 事案 229（鳥取厚生年金事案 50 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 1 日から 59 年 3 月 19 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 57 年 1 月から 63 年 5 月末まで、A 社に勤務しており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間の一部である昭和 57 年 1 月 1 日から 59 年 12 月 31 日までの 2 年間、前の事業所（B 社）の健康保険の任意継続被保険者になっており、申立期間において、A 社での雇用保険の加入記録は無い上、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 9 日付けで、総務大臣において年金記録の訂正は必要でないとの判断を行った旨の通知が行われている。

申立人は、当時の同僚 3 人に事実関係を確認してほしいと主張して、再申立てを行ったものであるが、当委員会では、申立人が挙げた同僚 3 人のうち連絡が取れた 1 人に照会したところ、この同僚は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間に勤務していたか否かは記憶に無く、また、この同僚から申立期間に係る厚生年金保険料控除についても具体的な供述を得ることはできなかったことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、

申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月ごろから 19 年 3 月ごろまで
② 昭和 30 年 1 月ごろから 32 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 8 月 7 日から 33 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①はA社所属のB丸に、申立期間②及び③はC組合D部所属のE丸にそれぞれ勤務していたはずである。申立期間①について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。申立期間②及び③について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社所属でF市G町に拠点を置くB丸(漁船)に昭和18年4月ごろ乗船し、同船が徴用され19年3月ごろにH地で沈没するまで乗船していたとしている。

しかし、A社は、同社の存在を示す商業登記簿を確認することができない上、社会保険事務所の記録から、船員保険又は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、社会保険事務所の記録から、F市G町に拠点を置く船舶で「B丸」の名称での船員保険適用事業所が確認できたが、同船に昭和16年から27年まで乗船し、同船での船員保険の被保険者記録を有する船員(船舶所有者(故人)の甥)など2名は、申立人のことを知らない上、同船が徴用された事実も無いと述べている。

さらに、社会保険事務所の記録から、当該B丸が船員保険の適用事業所と

なったのは、申立期間経過後の昭和 23 年 11 月 1 日であるほか、同船の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番はみられない。

加えて、申立人は、B 丸乗船当時の同僚の氏名を記憶しておらず、同僚から申立人の勤務及び保険料控除に関する事実を把握することもできない。

申立期間②及び③について、申立人は、C 組合 D 部所属の E 丸（漁船）に機関長として乗船していたとしているが、社会保険事務所が保管する同 D 部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に被保険者資格を有する者のうち、連絡先の判明した 7 人から聴取したところ、1 人は申立人と同姓の同僚がいたように思うとしているものの、他の 6 人は申立人のことを知らないとしている上、申立人は E 丸乗船当時の同僚の氏名を覚えていないとしており、同僚から申立人の申立期間に係る勤務及び保険料控除に関する事実を確認することができない。

また、C 組合を継承した I 組合には、E 丸に関する船籍及び船員の人事記録等が残っていないことから、国土交通省 J 運輸支局に「E 丸」との名称の船舶原簿の有無を照会したところ、同省 K 運輸支局に保管されている C 組合所属の第 11 E 丸の船舶原簿を確認できた。しかし、同原簿によれば、同船舶の登録年月日は、昭和 32 年 1 月 9 日（原因：新造）となっており、申立期間②の大半は新造前となり、申立人が申立期間②において、E 丸に乗船していた事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する C 組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は申立期間③前の昭和 32 年 4 月 1 日に同組合で被保険者資格を取得しているものの、同年 8 月 7 日に同資格を喪失しており、同年 8 月 29 日には健康保険証を返納していることが確認できる。

なお、申立人は、すべての申立期間について、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立人が保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月30日から平成5年6月14日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和47年4月から平成5年6月13日まで継続してA所有のB丸（厚生年金保険の適用事業所としてはA）に乗船していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録から、申立期間のうち平成3年5月21日から5年6月13日までB丸に乗船していたことが認められる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、Aでの厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和62年1月30日に老齢厚生年金の受給資格要件を満たし、申立期間について同年金を受給していることが確認できる。当時の厚生年金保険法では、船員保険被保険者期間が15年以上あり、通算で25年以上の保険料納付済期間を有する者等については、55歳に達した後に被保険者資格を喪失した場合には、老齢厚生年金を支給することとされている一方で、被保険者資格を喪失することなく老齢厚生年金を受給できるのは60歳以上とされていたことから、申立期間当時、56歳であった申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失していたものと考えられる。

また、社会保険事務所の保管するAの船員保険被保険者名簿でも申立人は昭和62年1月30日に資格喪失し、同年2月4日に健康保険証を返納しており、申立期間については申立人の氏名の記載は無く、整理番号にも欠番はみられない。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所は平成5年3月25日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、当時の船舶所有者とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。